**平成２８年（フ）第７０５号**
埼玉県戸田市大字新曽1752番地の１
破産者　有限会社ニューラーメンショップドモン
1　決定年月日　平成28年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２８年（フ）第６０５号**
千葉県市川市欠真間１丁目10番25―203号（コーポシーシェル）
破産者　内藤　裕美
1　決定年月日　平成28年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２８年（フ）第６３３号**
千葉市稲毛区長沼町248番地２　オーベル稲毛長沼607号
破産者　山本由起子
1　決定年月日　平成28年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２８年（フ）第８２９号**
福井市西開発２丁目507番地
破産者　株式会社アドバンスジャパン
1　決定年月日　平成28年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２７年（フ）第４５８号**
兵庫県加古郡稲美町岡272番地の２
破産者　亡森則彰相続財産
1　決定年月日　平成28年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２８年（フ）第４８号**
兵庫県加古川市野口町水足56番地の11
破産者　株式会社クレド
1　決定年月日　平成28年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２８年（フ）第７８号**
福岡市博多区住吉１丁目２番22号キャナルシティオーパ地下１階
破産者　13星座屋株式会社
1　決定年月日　平成28年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所沖縄支部

**平成２８年（フ）第３号**
秋田県にかほ市象潟町字５丁目塩越67番地
破産者　アモ株式会社
1　決定年月日　平成28年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所本荘支部

**平成２７年（フ）第２９３号**
千葉県成田市三里塚271番地９（フェレシュテ成田105）
破産者　飯嶋　幸雄
1　決定年月日　平成28年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

**平成２８年（フ）第１３８号**
千葉県印旛郡酒々井町中川415番地３（ノーブルハイツ青木101）
破産者　尾口　　徹（旧姓石見）
1　決定年月日　平成28年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

**平成２８年（フ）第３０４号**
東京都小平市小川東町２丁目１番202号、破産申立時の住所東京都国分寺市戸倉４丁目３番地55　１階
破産者　池辺　伸悟
1　決定年月日　平成28年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２８年（フ）第２８号**
金沢市元町１丁目４番１号
破産者　有限会社コイワ
1　決定年月日　平成28年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所民事部

**平成２８年（フ）第１９７号**
岐阜市市橋６丁目９番６号
破産者　株式会社サン・オグラ
1　決定年月日　平成28年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

**平成２８年（フ）第２９１号**
京都市右京区山ノ内北ノ口町19番地
破産者　株式会社テキスタイル京都
1　決定年月日　平成28年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２８年（フ）第５６９号**
京都市下京区朱雀分木町市有地京都市中央卸売市場水産物仲卸店舗
破産者　有限会社廣川商店
1　決定年月日　平成28年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２７年（フ）第３０９号**
岡山市中区清水369番地２　ヤマトマンション211
破産者　福本　義一
1　決定年月日　平成28年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

## 免責許可決定

**平成２８年（フ）第２８２号**
栃木県宇都宮市下川俣町206番地350
破産者　相馬五十美
1　決定年月日　平成28年10月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２８年（フ）第３４８号**
栃木県小山市駅南町３丁目９番３号　アンビション駅南Ⅱ101号室
破産者　吉田　　毅
1　決定年月日　平成28年10月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２８年（フ）第３５１号**
栃木県宇都宮市ゆいの杜３丁目３番１号　アルドールＤ102、前住所栃木県小山市神鳥谷４丁目５番１号　ハイグレード寿Ｉ―102号
破産者　影山　初代
1　決定年月日　平成28年10月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２８年（フ）第４号**
栃木県真岡市さくら２丁目７番地７ダイヤモンドハイツＢ棟101号
破産者　古橋　　覚
1　決定年月日　平成28年10月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所真岡支部

**平成２８年（フ）第３３０号**
千葉県柏市大津ケ丘３丁目17番地６棟503号
破産者　佐藤　　一
1　決定年月日　平成28年10月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２８年（フ）第３７３号**
千葉県松戸市新松戸北１丁目14番地の８　フローレンス新松戸305号
破産者　山﨑　　洋
1　決定年月日　平成28年10月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部